

# 石ヶ谷墓園 一般墓地 申込みのご案内

※ ご不明な点があれば、下記までご相談ください。

明石市 都市局 都市整備室  
緑化公園課 墓園係  
(明石市役所本庁舎7階)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
TEL 078-918-5265

# 明石市石ヶ谷墓園 全体図



石ヶ谷墓園管理事務所  
明石市大久保町松陰1466番地  
TEL 078-936-5329

- 凡例
-  バス停
  -  休憩所
  -  公衆電話
  -  トイレ
  -  多目的トイレ

## 申込みにあたって

- (1) 申込みは、1「定期募集」と2「常時募集」があります。
  - 1「定期募集」は、期間を定めて受付を行い、その後抽選会を行います。
  - 2「常時募集」は、常時受付を行い、受付順に許可の決定を行います。募集内容や申込方法などについては、**緑化公園課墓園係**へお問い合わせください。
- (2) 申込みは、1人1件（1区画）に限ります。  
（2件以上の同時申込みや既に墓所を使用されている方の申込みはできません。）
- (3) 申込区画は、返還された使用区画を整備して再募集するものです。  
必ず現地を確認のうえ、申込書類をご提出ください。  
また、申込区画は、現状有姿（間口、奥行など現在の状況のまま）で募集を行っていますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申込内容に虚偽の記載があるときは、すべて無効となります。
- (5) 申込区画は、永代使用を許可するものであって、購入ではありません。  
転売、譲渡または転貸はできません。
- (6) 石ヶ谷墓園一般墓地の使用者募集は、明石市が行っています。  
墓園内での営業行為もしくはそれに類する行為は、固く禁じております。  
墓園内での営業行為などを行っている業者がありましたら、対応しないようご注意ください。

## 申込要件／申込みできる方

### 1 【定期募集】の場合（抽選会を行う募集）

次の要件のすべてに該当する方

- ① 明石市に引き続き3か月以上住民登録のある方で、祭祀を主宰する方  
※ 祭祀を主宰する方とは、お墓を主としておまつりしていく方です。
- ② 現在、石ヶ谷墓園一般墓地の使用許可を受けていない方
- ③ 使用許可を受けた日から2年以内に墓碑などを建立できる方
- ④ 使用料・管理料の合計額を納入期限までに一括納付できる方
- ⑤ 親族の焼骨を所持している方、又は親族の焼骨を改葬しようとする方  
※ 親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族です。  
※ 同一の死亡者の焼骨で、複数の方による申込みはできません。

### 2 【常時募集】の場合

次の要件のすべてに該当する方

- ① 明石市に引き続き3か月以上住民登録のある方で、祭祀を主宰する方  
※ 祭祀を主宰する方とは、お墓を主としておまつりしていく方です。
  - ② 現在、石ヶ谷墓園一般墓地の使用許可を受けていない方
  - ③ 使用許可を受けた日から2年以内に墓碑などを建立できる方
  - ④ 使用料・管理料の合計額を納入期限までに一括納付できる方
- ※ 焼骨を所持していない方も申込みができます。

## 申込書類／提出書類

### 1 【定期募集】の場合（抽選会を行う募集）

- ① 一般墓地使用申込票（様式はこの冊子にあります）
- ② 一般墓地使用許可申請書（様式はこの冊子にあります）
- ③ 誓約書（様式はこの冊子にあります）
- ④ 申込者の住民票（本籍、続柄、世帯全員が記載されているもの）  
※ 提出日より3か月以内に交付されたものに限ります。
- ⑤ 戸籍（除籍・改製原戸籍）謄本  
※ 申込者と死亡者の続柄が確認できるものが必要です。  
内容が確認できれば交付日を問いません。
- ⑥ 次のどちらかをご提出ください。  
＜親族の焼骨を所持している場合＞
  - ⑥-1 死体埋火葬許可証（火葬許可証）
  - ＜親族の焼骨を改葬する場合＞
    - ⑥-2 墓地（納骨堂）管理者の納骨証明書（様式はこの冊子にあります）

### 2 【常時募集】の場合

- ① 一般墓地使用申込票（様式はこの冊子にあります）
- ② 一般墓地使用許可申請書（様式はこの冊子にあります）
- ③ 誓約書（様式はこの冊子にあります）
- ④ 申込者の住民票（本籍、続柄、世帯全員が記載されているもの）  
※ 提出日より3か月以内に交付されたものに限ります。

様式への記入は、インク又はボールペンを使用してください。ただし、消せるボールペンは使用しないでください。

## 料金（使用料・管理料）

### 1 使用料（永代使用料） 1㎡につき 160,000円

ただし、次のとおり割増金が加算されます。

- ① 1区域が1区画の場合 3割増し
- ② 1区域が2区画の場合 2割増し
- ③ ①②以外の区域で角地の場合 1割増し
- ④ ①②③の規定にかかわらず、1区画の面積が8㎡以上の場合 3割増し

### 2 管理料 1年・1㎡につき 2,500円

ただし、使用許可時に10年分を前納していただき、それ以後は徴収しません。

現在、11年目以降の管理料は徴収しませんが、今後、明石市墓園条例の改正により、11年目以降の管理料を徴収する場合がありますので、ご了承ください。

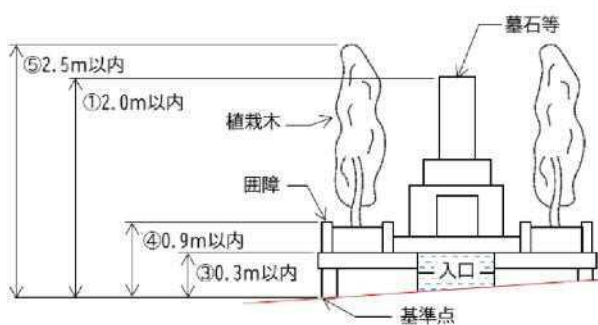
### ○主な区画の料金

面積	間口 × 奥行	区 別	一区画当たりの使用料・管理料（円）		
			永代使用料	管理料 (10年分)※	計
2.25㎡	1.50m × 1.50m	並 地	360,000	56,250	416,250
		角地（1割増）	396,000	56,250	452,250
4.01㎡	1.80m × 2.23m	並 地	641,600	100,250	741,850
		角地（1割増）	705,760	100,250	806,010
6.00㎡	2.00m × 3.00m	並 地	960,000	150,000	1,110,000
		角地（1割増）	1,056,000	150,000	1,206,000
8.00㎡	2.50m × 3.20m	全 区 画	1,664,000	200,000	1,864,000
10.02㎡	2.70m × 3.71m	全 区 画	2,084,160	250,500	2,334,660
12.00㎡	3.00m × 4.00m	全 区 画	2,496,000	300,000	2,796,000

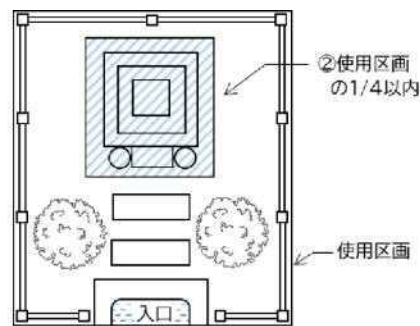
## 守っていただく事項

### 1 施設の制限

- (1) 建立者名は、原則、使用者の氏名を刻字してください。
- (2) 墓石に家名を刻字する場合は、原則、使用者の家名を刻字してください。  
なお、家名以外の文字等に制限はありません。  
※ (1) 又は (2) の規定において、例外を希望される場合は、理由がわかる書類（戸籍謄本等）をご用意のうえ、前もってご相談ください。
- (3) 墓石等の高さ及び面積、植栽木等は、次のとおり制限がありますので厳守してください。（傾斜がある区画については、一番低い地面からの高さです。）
  - ① 墓石等の高さ……………2メートル以内
  - ② 墓石等（埋蔵する設備）の面積……………使用区画の4分の1以内
  - ③ 基礎（お墓の地盤面）の高さ……………0.3メートル以内  
※ 将来において、墓石の傾きが発生しないよう、十分な基礎工事を行ってください。
  - ④ 囲障（玉垣・門柱など）の高さ……………0.9メートル以内  
※ 囲障の位置に設置する霊標板等も高さに含まれます。
  - ⑤ 植栽木の高さ……………2.5メートル以内



正面イメージ図



平面イメージ図

### 2 制限の特例

- (1) 8.00 m<sup>2</sup>区画・10.02 m<sup>2</sup>区画・12.00 m<sup>2</sup>区画における墓石等の高さは、基礎上（お墓の地盤面）から2m以内とします。
- (2) 2.25 m<sup>2</sup>区画における墓石等（埋蔵する設備）の面積は、使用区画の10分の3以内とします。  
※ 特例を利用して建墓する場合は、必ず、図面などのお墓の詳細が分かる資料をご準備のうえ、前もってご相談ください。

### 3 管理義務

- (1) 使用者は、使用場所内の工作物、植木等の転倒その他の危険のあるとき、又は他に迷惑を及ぼすおそれのあるときは、速やかに補強、原状回復等維持及び保護に必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 使用者は、常に使用場所の清浄と尊厳の維持に努めなければなりません。

#### その他の注意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。
  - ① 使用許可を受けた目的以外に使用場所を使用したとき。
  - ② 使用権を譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用場所を転貸したとき。
  - ③ 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
  - ④ 使用許可に付された条件に違反したとき。
  - ⑤ 使用許可を受けた日から目的の使用施設を設けないで2年を経過したとき。
  - ⑥ 法令又は明石市墓園条例、若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、使用権が消滅することがあります。
  - ① 使用者の死亡から5年以内に地位の承継の申出がないとき。
  - ② 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。
- (3) 既納の使用料及び管理料は、還付しません。ただし、使用許可後5年以内の返還においては、相当の事由があると認めるときに限り、既納の使用料及び管理料の半額を還付します。



## 石ヶ谷墓園一般墓地使用申込票

申込み区画	第            区            号 (            m <sup>2</sup> )		
※ 受付番号 (抽選番号)			
申請者	住所	〒            - 明石市	
	フリガナ		
死亡者	氏名		
	フリガナ		
		電話 (            )	-
		申請者から見た続柄	
※ 受付年月日		年    月    日	受付印

(注) ※印欄は記入しないでください。

..... きりとり線 .....

## 石ヶ谷墓園一般墓地使用申込票 (控)

申込み区画	第            区            号 (            m <sup>2</sup> )		
※ 受付番号 (抽選番号)			
申請者	住所	明石市	
	氏名		
※ 受付年月日		年    月    日	受付印

(注) ※印欄は記入しないでください。

受付印の無いものは無効となります。

きりとり線

※太枠内のみご記入ください。

## 一般墓地使用許可申請書

年 月 日

明石市長様

〒 ー  
申請者住所 明石市

(フリガナ)

氏名

電話 ( ) ー

次のとおり石ヶ谷墓園一般墓地を使用したいので申請します。

使用場所	石ヶ谷墓園 一般墓地 第 区 号
面積	m <sup>2</sup>
添付書類	1 誓約書 2 住民票 〈定期募集の場合は、以下の書類もご提出ください〉 3 埋火葬許可証 又は 墓地(納骨堂)管理者の納骨証明書 4 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本
申請の理由	_____のお墓を建立し納骨するため

き  
り  
と  
り  
線

許可番号	割増区分	使用料	管理料(10年分)	合計
第 号	1割・2割・3割	円	円	円

# 誓 約 書

年 月 日

明石市長 様

住 所 明石市

申請者

氏 名

き  
り  
と  
り  
線

使用許可を受けた日から2年以内に使用設備（基礎および墓碑）を建立し、  
使用することを誓約いたします。

なお、上記事項に違約があった場合は、使用許可の取消し処分を受けても、  
何ら異議を申し上げません。

また、使用場所は、祭祀の主宰者として、責任をもって管理します。

# 墓地（納骨堂）管理者の納骨証明書

年 月 日

明石市長 様

墓地（納骨堂）

所在地

名 称

管理者の住 所

氏 名

印

電 話 （ ） —

下記の者にかかる焼骨は、当方で納骨していることに相違ないことを証明  
いたします。

記

死亡者 住 所

氏 名

死亡年月日 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄（ ）

# 石ヶ谷墓園 案内図

